

③ 結婚新生活支援補助金

1.趣旨・目的

婚姻に伴う新生活開始時の経済的負担軽減と、少子化対策および移住定住促進を目的とします。

2.事業概要

婚姻により新生活を始める夫婦に対し、住居費、引越費用、住宅リフォーム費の一部を補助します。

3.対象者

- * 令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻届を提出し受理された世帯
- * 夫婦の合計所得金額が500万円未満
- * 婚姻日において夫婦のいずれも39歳以下
- * 市税の滞納がないこと
- * 宇陀市内に住所を有すること
- * 申請日から5年以上、宇陀市に継続して居住する意思があること
- * 過去に夫婦の双方または一方が本補助金の交付を受けていないこと

4.申請時期

令和8年3月15日までに必要書類を添えて申請

5.補助額

- * 上限30万円
- * 夫婦ともに29歳以下の場合は上限60万円

6.問合せ先

政策推進部 市民協働課 電話:0745-82-2130 (IP:0745-88-9085)

④ 移住支援金交付事業

1.趣旨・目的

東京圏からの移住者に対する、就業または起業支援を通じた定住促進と地域活性化を目的とします。

2.事業概要

東京圏から宇陀市へ移住し、就業または起業した者に対して支援金を交付します。

3.対象者

- * 東京23区に在住または通勤していた者で、宇陀市に移住した者
- * 奈良県内での就業、専門人材としての就業、テレワークの実施、または起業を行った者
- * 暴力団関係者でないこと
- * 日本国籍または特定の在留資格を有する者
- * 市区町村税の滞納がないこと

4.申請時期

移住後3か月以上1年以内に申請

5.補助額

- * 単身者:60万円
- * 世帯:100万円
- * 18歳未満の世帯員を帯同する場合、1人につき100万円を加算

6.問合せ先

政策推進部 市民協働課 電話:0745-82-2130 (IP:0745-88-9085)